



社会福祉法人絆友会
うきま絆第二保育園（本園）
うきま絆保育園（分園）
重要事項説明書

重要事項説明書(令和4年4月より)

1 事業者

名	称	社会福祉法人絆友会			
所	在	地	埼玉県さいたま市桜区田島3丁目13番4号		
連	絡	先	048-711-5697		
代	表	者	氏	名	川名 美雄
定款の目的に定めた事業					第2種社会福祉事業 (イ) 保育所の経営 (ロ) 小規模保育事業の経営 (ハ) 一時預かり事業の経営
設	立	年	月	日	平成28年8月19日設立

2 施設の目的

施 設 の 目 的	本園は児童福祉法に基づいて、心身ともに健やかに育成されるよう乳児及び幼児の保育事業を行うことを目的にします。
運 営 方 針	以下の理念・方針・目標に基づき運営します。 【保育理念】 ・子どもが生き生きと過ごし、無限に成長できる保育園 ・子どもたち一人ひとりの成長を理解し、共に育てる保育園 ・子どもを安心して託し、子育ての楽しさを十分に感じられる保育園 【基本方針】 <u>生き生きとした子どもに…情育、意育、食育、個別性</u> 園児個々の個性を尊重しつつ、たくましく生き抜く力を育てます。 「遊べる」「意欲のある」「運動が好き」「明るい笑顔」「お話ができる」ことが、「生きる力」につながると考えます。 <u>無限に成長できる子どもに…知育、体育、読育</u> 子ども達の限界を大人が決めずに、様々の事を経験できる人的環境・物的環境を作ります。 <u>子ども一人ひとりの成長を理解する…個別性</u> 子ども達の成長には、一人ひとり個人差があると考えます。一人ひとりに合わせた関わりを常に考え、保護者と共に育てます。 【保育目標】 絆を大切にする思いやりのある子どもに 個別性・情育・意育・食育・知育・体育・読育

3 保育園の概要

施設の種類	認可保育園			
名称	うきま絆第二保育園（本園） うきま絆保育園（分園）			
所在地	（本園）北区浮間 3-1-55 河野ビル 2F （分園）北区浮間 3-1-55 さくらビル 2F			
認可等年月日	認可日	令和3年4月1日		
電話番号	03-5918-9941			
施設長氏名	黒澤 直也			
定員（年齢別）	本園 48 名（3 歳児 16 名、4 歳児 16 名、5 歳児 16 名） 分園 20 名（1 歳児 10 名、2 歳児 10 名） 合計 68 名			
職員数	本園 13 名 分園 7 名 合計 20 名			
自己評価の概要	施設の自己評価は所定の書式に基づき年二回実施します。 職員個別の自己評価も毎年度末に行います。			
第三者評価の概要	3 年に一度受審します。 第三者評価を受審した際の結果は公開します。また、保育園玄関内にも常置し閲覧できるようにします。			
職員への研修の実施状況	保育の質の向上のために職員研修に力を入れます。 年間研修計画に基づき実施します。園内研修と外部研修の参加を積極的に行います。			
嘱託医	内科	赤羽小児科クリニック	歯科医	高山歯科医院

4 保育の利用開始と終了について

(1) 利用開始について

- ・本園の利用を希望する場合は、利用児童及び保護者が居住する自治体へ保育認定の申請を行い、認定自治体が入所調整を実施し決定した保護者様とします。
- ・本園の利用にあたり、本園と保護者様の間で保育園利用契約書の内容に沿った契約を交わす事とします。

(2) 次に該当したときは、園利用を終了します。

- ・保護者様が退園を申し出たとき。
- ・認定自治体が保育の必要性の認定を解除したとき。
- ・その他認定自治体と協議の上適当と認められたとき。

5 保育を提供する日・時間、保育を提供しない日

提供日	月曜日から土曜日まで（土曜日は延長保育実施なし）			
提供時間	保育標準時間 7:15～18:15 の範囲内で、保護者様が保育を必要とする時間 ※この時間帯以外に必要な場合は 18:15～19:15 の間で延長保育を行います。			
	保育短時間 8:30～16:30 の範囲内で、保護者様が保育を必要とする時間 ※この時間帯以外に必要な場合は 7:15～8:30 と 16:30～19:15 の間で延長保育を行います。			
提供しない日	日曜日・国民の祝日・年末年始（12月29日～1月3日まで） ※保育園の管理運営上、臨時に休園する場合があります。			

※ 実際にお子様を預かる時間は、家庭の状況や就労など保育を要する時間により異なりますので、個別に保護者様の方と保育園との間で、協議を行います。

※ 延長保育の利用に際しては、月額利用者負担額のほかに別途費用が必要になることがあります。

6 施設の概要

うきま絆第二保育園（本園）

建 物	面積 200.32 m ²	延べ床面積	183.22 m ²
施設の内容	乳児室 0 室 0 m ²	調理室	15.19 m ²
	保育室 3 室 99.08 m ²	調乳室 なし	医務室 事務所と兼用
	代替屋外遊技場 北赤羽駅高架下児童遊園	幼児用トイレ	5 個
設備の種類	エアコン・IHシステム・電子錠・LED照明（飛散防止）		
安 全 保 障	全保連制度保育園賠償責任保険加入		

うきま絆保育園（分園）

建 物	面積 122.23 m ²	延べ床面積	109.13 m ²
施設の内容	一歳児室 1 室 33.41 m ²	調理室	5.72 m ²
	二歳児室 1 室 23.86 m ²	調乳室 調理室と兼用	医務室 なし
	代替屋外遊技場 北赤羽駅高架下児童遊園	幼児用トイレ	3 個
設備の種類	エアコン・IHシステム・電子錠・LED照明（飛散防止）		
安 全 保 障	全保連制度保育園賠償責任保険加入		

7 職員体制 【開園時予定】

	常勤	常勤者の資格	非常勤	非常勤者の資格	派遣	備考
施設長・園長	1 人	保育士			0 人	
保育従事職員	13 人	保育士	3 人	保育士	0 人	
調 理 員	3 人	栄養士又は調理師	0 人	調理師	0 人	
事 務 員	0 人		0 人		0 人	

8 保育計画

クラス	保育計画
1 歳児	家庭との連絡を取りながら安定した園生活を送る。保育士との親密な関わりの中で人との信頼関係の芽を培う。
2 歳児	保育士との信頼関係の中で、遊びを通して人とのかかわりを広げ、親しみを持たす。身の回りの様々な経験を通して言葉を覚え、思いや感じたことを言葉で伝えるようにする。
3 歳児	「自分で！」の気持ちを大切に、個々に挑戦し、友達と遊ぶ楽しさを味わう。色々な経験を通して言葉や表現力を豊かにする。
4 歳児	基本的生活習慣の自立を目指していく。色々な友達と、身体を動かし沢山遊ぶ。
5 歳児	安定した生活の中で、喜んで色々な活動に取り組む。 全身を動かし、運動能力を高めながら、遊ぶ楽しさを味わい、友達との関わりを深める。
その他（年間行事）	人との関わりの中で、社会における必要な習慣や態度を身に付け、思いやりの気持ちを育てる。四季の環境に自ら関わり、色々な遊びを充実させていく。
	別紙「年間行事予定表」をご参照ください。

9 毎日の保育の流れ 1日の保育スケジュール

クラス	活動内容
1・2歳児	一人ひとりの家庭でのリズムを大切にしながら、少しずつ生活リズムを整え、1歳2～3か月頃をめに1・2歳児の時間と同じになります。
3・4・5歳児	7:15～ 保育開始、順次登園 9:30～ 自由遊び・コーナー遊び・リズム遊び・戸外遊び・粘土遊び・お絵かき遊び 11:00～ 昼食 12:30～ 午睡 15:00～ おやつ 16:30～ 順次降園、自由遊び 19:15 保育終了
土曜日 *土曜日保育は異年齢混合保育となります。	7:00～ 保育開始、順次登園 9:30～ 自由遊び・コーナー遊び 10:00～ クラス活動・体育遊び・制作遊び・知育遊び 11:30～ 昼食 13:00～ 午睡 15:00～ おやつ 16:30～ 順次降園、自由遊び 19:00 保育終了

・お散歩のコース

北赤羽駅高架下児童遊園等にお散歩に行きます。

10 給食等

昼食・おやつ等	保護者様の方へは、毎月末ごろに翌月の献立表をお配りします。 当園は食育に力をいれます。 献立はお子様の年齢に合わせ、季節感があり栄養バランスの良い素材を取り入れます。お子様が楽しめるよう彩りにも配慮します。特別給食として、行事食もご用意します。また、おやつはお子様が楽しみにしているものをすべて手作りで提供します。 お子様の食欲や健康状態に心配なことがありましたら、担任にご相談ください。
アレルギー等への対応	使用する食材の中で、アレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前にご連絡ください。医師による「アレルギー確認書」(当園書式)に基づき、除去するなどの対応をいたします(食物アレルギーの例:牛乳・卵・大豆など)。ただし、アレルギーの内容や程度によっては対応できない場合もございます。 また、宗教上の理由による除去にも対応いたします。
衛生管理等	給食施設開始届出を管轄保健所へ届出ます。 (平成30年4月1日届出) 水質検査を年1回実施します。 残留塩素の測定は1日2回(朝・夕)実施します。 調理員及び管理職・食育活動に携わる職員は毎月1回、それ以外の職員は年1回の細菌検査を行います。

11 健康診断等

(1) 健康診断

全園児	毎年2回、嘱託内科医が健診します。 検診の結果については、児童票（日々の成長記録）に記載するとともに保護者様へお伝えします。
-----	---

(2) 歯科検診

全園児	毎年1回、歯科医が検診をします。 検診の結果については、児童票（日々の成長記録）に記載するとともに保護者様へお伝えします。
-----	--

(3) 身体測定

全乳幼児	毎月身長・体重の測定を行います。 結果については、各児童票（日々の成長記録）に記載するとともに保護者様へお伝えします。
------	--

※ その他、お子様の日ごろの様子でご心配なことがありましたら保育園にご相談ください。

※ 乳幼児の体調に異常等が見つかった場合、保育園から保護者様に詳細を説明するとともにご相談に応じます。

12 保育園利用に伴い保護者様が負担する費用

(1) 月額利用者負担額

保育園の利用に伴い、月額利用者負担額をご負担いただきます。月額利用者負担額については、区民税所得割額等に応じて、保護者の居住地のある区が決定します。

保育料無償化対象令和元年10月より

● 3～5歳クラスの全世帯のお子様

(※ 3歳の誕生日を迎えても2歳クラスに在籍している間は、これまでどおり保育料がかかります。)

● 1～2歳クラスの住民税非課税世帯のお子様は、無償化の対象となります。

(2) その他の費用

(1) に掲げる利用者負担額（月額）のほか、次の費用をお支払いいただきます。

① 随時の延長保育料（土曜日は延長保育実施なし）

東京都保育所等利用多子世帯負担軽減事業（第2子以降保育無償化）

● 生計を一にする子どもの年齢に関わらず、第2子以降は保育料が無償となります。

※ 保育標準時間認定有料延長保育

（18:16～18:45・18:46～19:15 1回30分毎250円）（月上限5,000円）

※ 保育短時間認定有料延長保育

（7:15～7:45・7:46～8:30・16:31～17:30・17:31～18:15・18:16～19:15
・・・ご利用1回250円）（月上限5,000円）

② 寝具等リース代 毎月1,000円(希望者対象)

・・・希望者以外は衛生管理のため毎週末の布団の持ち帰りと洗濯・SIDSに関する同意書への記入があります。(布団の状態によりお持ち帰りや交換をお願いする場合がございます。)

13 費用の支払方法

(1) 月額利用者負担額

北区へお支払いいただく以外に月額利用者負担金はありません。

(2) 延長保育料

延長保育料については、前月利用分を、当月 10 日までに現金にてお支払いください。

(3) 寝具リース代

寝具等リース代については、年間一括払いとなります。(年度途中退園の場合差額分返金)

14 保育園入園に当たり保育園に提示・提出していただく書類

(1) 生活調査表(必要事項を記入の上ご提出ください。)

(保護者様の方の連絡先、お子様の病歴、予防接種の記録やアレルギー、生活習慣等)

(2) 母子手帳

(3) 健康保険証、乳児医療証のコピー

15 入園に当たり保護者様の方が用意するもの

別紙「保育園のしおり」をご参照ください。

16 保育園と保護者様の連絡について

(1) 全クラスに kidsly(連絡帳)があります。毎日の kidsly(連絡帳)によるクラスの活動の様子をお伝えいたします。また、週に数回お子様一人一人の活動の様子もお伝えいたします。

ご家庭の様子や育児の相談など何なりとご入力ください。

(2) 月に一回、園だよりを発行します。月の行事や共通連絡事項などをお知らせします。

(3) kidsly(連絡帳)や園だよりのほか、掲示板等に随時お知らせ等を掲示しますので、ご確認ください。

17 保護者懇談会について

年に 2 回、保護者懇談会の開催を予定しています。

保育園からは行事やできごとに関することについてお知らせし、保護者様同士、保護者様と保育士の懇談の時間を持ちます。

18 保育園の御利用に際し留意していただきたいこと

慣 ら し 保 育	利用当初は、環境の変化から、子どもたちは心身ともに疲労しやすくなります。心身の負担を軽くし、円滑に保育園の環境に慣れることができるよう、利用当初は保育時間を短くします。
欠 席 す る 場 合 登 園 の 時 間 が 遅 れ る 場 合	当日に欠席する場合又は登園が遅れる場合は、9:30までにご連絡ください。
お 迎 え が 遅 れ る 場 合	お迎えが遅れる場合は、事前にご連絡をお願いします。原則として随時の延長保育扱いとなります。
毎 朝 の 体 温 等 の 確 認	登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。 なお、毎朝、kidsly(連絡帳)に体温と健康状態の記入をお願いします。
感 染 症 に 感 染 し た 場 合	はしか・風しん等の感染症にかかった場合は、出席停止期間を経過してから登園許可証を提出後、登園してください。 なお、感染症に感染していない場合でも、保育園における感染症流行の防止のため、登園自粛をお願いすることがあります。 別紙「休んでいただく病氣と期間」をご参照ください。
発 熱 の あ る 場 合	熱が38.0度以上ある場合は、登園を控えてください。
投 薬	医療行為に当たるため原則として行いません。 ただし、医師の処方を受けた薬に限り、医師の指示書に基づき行うことがあります。必要がある場合は個別にご相談ください。
送 迎 時 の お 願 い	子どもの安全を守るため、次のことをお願いします。 保護者様の責任において送迎を行ってください。送迎の際は、保育士がお子様の登降園を確認できるよう、必ず保育士にお声かけください。ご両親以外の方に送迎をお願いされる場合は、事前にその方のお名前と続柄、間柄をお知らせください。また、お届けいただいている勤務先での連絡が難しくなる場合には、担当保育士に確実に連絡が取れる電話番号をお知らせください。
退 園 す る 場 合	退園届をご提出ください。
支給認定申請書・利用申請書の記載事項に変更がある場合	住所・連絡先・家族構成・保育必要量（標準時間又は短時間）・就労状況等の変更の場合は、「支給認定（変更）申請書」・「変更届」・「支給認定証」をご提出ください。

19 緊急時の対応方法

- (1) 保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者様が指定した緊急連絡先へ連絡をし、お子様のかかりつけ医や嘱託医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- (2) 保護者様と連絡が取れない場合には、お子様の身体の安全を最優先させ、当保育園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承願います。

嘱 託 医	赤羽小児科クリニック 所在地：東京都北区赤羽西1-18-11 ☎：03-3905-1666
嘱 託 歯 科 医	高山歯科医院 所在地：東京都北区浮間3-1-55 ☎：03-3969-3371

20 非常災害時の対策

消防計画作成 (変更)届出書	赤羽消防署浮間出張所 R3.2.25 届け出済み 防火管理者 黒澤 直也			
避難・消火訓練	避難訓練及び消火訓練を月 1 回実施します。			
防災設備	・消火器具・火災報知設備・避難器具・誘導灯及び誘導標識			
避難場所	第 1 避難場所	北赤羽高架下児童遊園	第 2 避難場所	浮間小学校

※水害の恐れがある際は八幡小学校へ避難いたします。

21 賠償責任保険の加入

賠償責任保険	1 事故	10 億円
	1 名につき	2 億円

22 保育内容に関する相談・苦情

(1) 相談・苦情担当

相談・苦情解決責任者	保育園管理者 黒澤 直也
相談・苦情受付担当者	渡部 由里絵
第三者委員	美田 智幸
	米橋 結太
受付方法	面接・電話・書面などにより、受付担当者が随時受け付けます。
保育園電話番号	03-5918-9941

23 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、児童福祉施設最低基準第9条の2及び同9条の3の規定やマニュアルの規定により、以下のような行為を行ってはならないものとします。

- (1) 殴る、蹴るなど直接園児の身体に侵害を与える行為。
- (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為。
- (3) 廊下に出す、小部屋に閉じ込めるなどして叱る事。
- (4) 強引に引きずるようにして連れて歩く行為。
- (5) 食事を与えないこと。
- (6) 園児の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- (7) 乱暴な言葉遣いや園児をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- (8) 施設を退所させる旨脅かすなど言葉による精神的苦痛を与えること。
- (9) 性的な嫌がらせをすること。
- (10) 当該園児を無視すること。

24 個人情報の取扱いについて

保育園が業務上知り得たお子様や保護者様に係る個人情報については、法令等を遵守し、適切に取り扱うものとします。

なお、当該個人情報については、以下の目的のために必要最小の範囲内において、外部提供することがあります。

- ・支給認定に関し、区へ必要な情報提供を行うこと。
- ・他の施設・事業所へ転園する場合や兄弟姉妹が他の施設・事業所に在籍する場合において、他施設・事業所との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・緊急時において、医療機関その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
- ・保育の質の向上を目的とした第三者評価機関による審査に関すること。
- ・当園ではSNSで園内活動の様子などを外部サイトに公表しております。入園時に公表に承諾して頂けるか署名を頂いておりますので、入園説明の際にご記入をお願いいたします。
※承諾後に取り下げる事も出来ます、また入園説明時に承諾頂けない場合でも後日承諾を頂き掲載する事も可能です。

また、日々の保育の必要に応じて、誕生表や写真、お子様の名前が記入してあるものなど、保育園内及びHP等に掲示・掲載することがあります。

うきま絆第二保育園およびうきま絆保育園における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施 設 社会福祉法人絆友会 うきま絆第二保育園
うきま絆保育園

説明者職名 園長 黒澤 直也 印

私は、本書面に基づいて上記の者から重要事項の説明を受け、うきま絆第二保育園およびうきま絆保育園における保育の提供等に同意しました。

住 所 _____

児童の氏名 _____

保護者様氏名 _____ 印